

令和 8 年度 鋼橋積算基準の改定について

国土交通省 道路局 国道・技術課 課長補佐 きただ やすのり 北田 靖典

1. はじめに

鋼橋積算基準は、鋼橋製作および架設工事等において請負工事費算定の根拠となる、標準的な歩掛や鋼橋製作工における製作工労務単価（直接労務費）等を設定しているもので、国土交通省が発注する鋼橋製作および架設工事等における予定価格の算定に使用されています。これら積算基準は、適切な積算に資するため、鋼橋製作の現場の実態に即した内容であることが必要です。

国土交通省道路局では、毎年実施している実態調査により、社会情勢を踏まえた労務賃金の上昇や、最新の知見に基づく技術的動向、関連技術基

準等を反映させた歩掛の見直しや新たな技術・工法等に基づく改定を行っています。

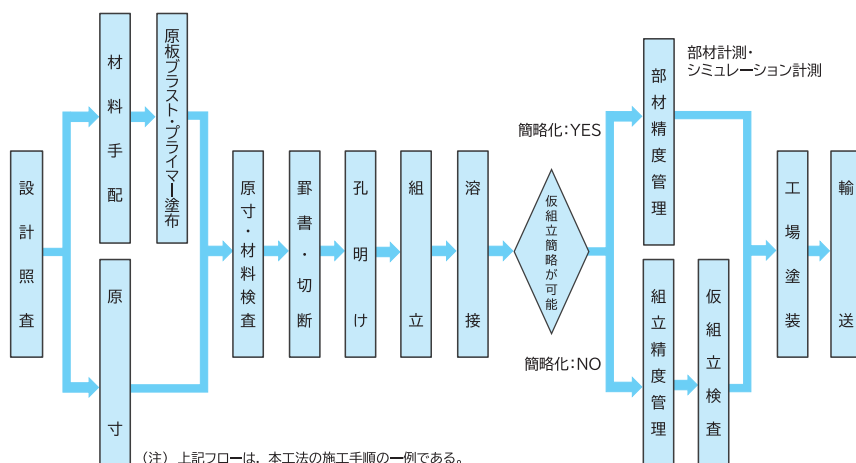
今回は、令和 8 年度から適用を予定している鋼橋の製作費のうち、材料費、本体製作工数および輸送費の一部を見直すとともに、鋼橋製作工労務単価を改定しましたので、ここに紹介します。

図－1 に鋼橋製作工の一般的な施工手順、図－2 に鋼橋製作・架設の積算体系を示します。

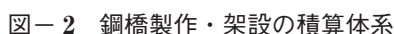
2. 鋼橋積算基準の改定概要

(1) 鋼橋製作費の改定

鋼橋積算基準のうち、材料費、本体製作工数および輸送費の一部について、それぞれの製作現場

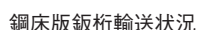


図－1 鋼橋製作工の施工手順



■材料費（溶接材料費及び副資材費）

トラス 仮組立て工数 (人 / 個)



■直接労務単価 (円 / 人)

3. おわりに

今回の改定によって、より実態を踏まえた適切な積算が可能になるものと期待するとともに、今回改定に至らなかった工種の実態についても引き続き注視しながら、積算基準の充実を図ってまいります。